独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金実施要領

(平成15年10月1日平成15年度要領第1号)

最近改正 令和5年12月20日令和5年度要領第5号

(趣旨)

- 第 1 条 この要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金交付要綱 (平成 15 年度要綱第 1 号。以下「交付要綱」という。)第 24 条の規定に基づき、スポーツ振興基金助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定める。 (定義)
- 第2条 交付要綱及びこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「公営競技等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - ア 競馬法(昭和23年法律第158号)に定める競馬
 - イ 自転車競技法(昭和23年法律第209号)に定める自転車競走
 - ウ 小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)に定める小型自動車競走
 - エ モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)に定めるモーターボート競走
 - オ 当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に定める当せん金付証票の発売
 - (2) 「一般社団法人」及び「一般財団法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき設立された法人をいう。
 - (3) 「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第7号)に基づき設立された法人をいう。
 - (4) 「公益財団法人日本スポーツ協会」とは、昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人(以下「JSPO」という。)をいう。
 - (5) 「公益財団法人日本レクリエーション協会」とは、昭和23年3月9日に財団法人日本レクリエーション協会という名称で設立された法人(以下「日レク」という。)をいう。
 - (6) 「公益財団法人日本オリンピック委員会」とは、平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人(以下「JOC」という。)をいう。
 - (7) 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」とは、昭和 40 年 5 月 24 日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人(以下「JPSA」という。)をいう。
 - (8) 「日本パラリンピック委員会」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第 43 条に定める委員会(以下「JPC」という。)をいう。
 - (9) 「JSPOの加盟団体」とは、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体規程第2条第1号、 第2号及び第3条に定める団体をいう。
 - (10) 「JOCの加盟団体」とは、公益財団法人日本オリンピック委員会加盟団体規程第2条に 定める団体をいう。
 - (11) 「日レクの加盟団体」とは、公益財団法人日本レクリエーション協会加盟団体規則第3条 第2項及び第4項に定める団体をいう。
 - (12) 「JPSAの加盟団体」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第 53 条第 3 項に 定める団体をいう。
 - (13) 「JPCの加盟団体」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第 48 条に定める団体をいう。

(助成対象者)

- 第3条 助成対象者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) JOC、JSPO、日レク並びにそれらの加盟団体
 - (2) JPSA及び法人格を有するJPSA又はJPCの加盟団体
 - (3) 次の要件を満たす非営利の法人(以下「スポーツ団体」という。)
 - ア 定款、寄附行為、規約、その他当該団体の目的・組織・業務などを定めた規則(以下「定款等」という。)において次に掲げる内容を規定していること。
 - (ア) 主たる目的が運動・スポーツの振興及び普及であること。
 - (イ) 主たる事業が運動・スポーツの振興及び普及に関する活動であること。
 - イ アの定款等に掲げた運動・スポーツの振興及び普及に関する活動に係る事業計画及びそ の実績を有すること。
 - (4) スポーツの競技会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された非営利の法人
 - (5) JOC又はJPCから推薦のあった選手及び指導者等
 - (6) 国際的に卓越したスポーツ活動を行う計画を有し、次に掲げる要件を満たす者
 - ア 当該スポーツ活動について、その成功が相当程度見込まれうる専門的な知識、高度な技術、豊富な経験等を有する者であること。
 - イ 団体にあっては、原則、日本国籍を有する者で構成される非営利団体であること。なお、 日本国籍を有しない者が構成員として加わる場合にあっては、支援の役割を担う者に限る。 ウ 個人にあっては、日本国籍を有する者であること。
- 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、前項の規定にかかわらず交付要綱第16条第1項第1号から第4号及び第6号の規定による助成金の交付決定の取消しを行ったときは、当該助成決定者に対し当該処分を行った年度の翌年度から5年以内でセンターが別に定める期間における助成金の助成対象者から除外する。

(申請書等の様式)

第4条 交付要綱に定める次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定める書式による。

(1) 助成金交付申請書 別記様式第1

(2) 助成金交付決定通知書 別記様式第2

(3) 助成金交付申請取下げ書 別記様式第3(4) 計画変更承認申請書 別記様式第4

(5) 計画変更の承認及び変更交付決定通知書 別記様式第5

(6) 助成活動中止(廃止)承認申請書 別記様式第6

(7) 助成金受給資格喪失届 別記様式第7

(8) 実績報告書 別記様式第8

(9) 助成金交付額確定通知書 別記様式第9

(助成対象活動)

- 第5条 交付要綱別記1から4までに定める助成対象活動は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。なお、各助成対象活動の要件等は、第16条から第19条までに定めるところによる。
 - (1) 一般社団法人、NPO法人又は法人格のないスポーツ団体が助成金の交付を申請する活動 については、当該団体の総会において活動に要する予算が既に議決されている、又は議決さ れることが確実なもの

- (2) 一般財団法人が助成金の交付を申請する活動については、当該団体の理事会において活動に要する予算が既に議決されている、又は議決されることが確実なもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、助成の対象としない。
 - (1) 収入総額が支出総額を上回る活動
 - (2) スポーツ振興を目的とする国費(国費を財源とする資金を含む。)を活用しようとする活動
 - (3) スポーツ振興くじ助成金又は公営競技等の収益等による補助金若しくは助成金を活用しようとする活動
 - (4) 助成対象活動の全部を第三者に委任して実施しようとする活動 (交付の決定)
- 第6条 センターは、交付要綱第4条に基づく助成金の交付の決定を行うときは、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第12条に定めるスポーツ振興事業助成審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査された助成金の配分額の範囲内において、助成金交付決定額を定める。
- 2 前項における助成金交付決定額の算出基礎となる助成対象経費の額は、助成対象活動ごとに交付要綱別記1から4まで及び当該助成金に係る募集の手引に定める助成対象経費について、第16条から第19条までに定める助成対象活動ごとの限度額の範囲内において、原則として別表の「助成対象経費の基準等」により算定した額の合計額とする。
- 3 センターは、助成決定者が交付要綱第17条の規定による助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、 加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該助成決定者に対し交付すべ きと認めた助成金があるときは、返還を命ぜられた助成金並びにこれに係る加算金及び延滞金 の納付が完了するまでの期間において、助成金の交付の決定を留保することができる。
- 4 センターは、第 1 項の規定にかかわらず、助成対象者が紛争の当事者である場合は、紛争が解決されるまでの間、助成金の交付の決定を留保することができる。
 - (助成活動の中止又は廃止)
- 第7条 助成決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付要綱第8条の助成活動中止 (廃止)承認申請書を提出する。
 - (1) 実施期間内において助成活動を一時中止しなければならない事由が生じたとき。
 - (2) 次のいずれかにより助成活動を廃止しなければならない事由が生じたとき。
 - ア 気候の影響、災害その他やむを得ない事情により、助成活動を完了することが困難と見 込まれるとき。
 - イ ア以外で、助成決定者の事情により助成活動を完了することが困難と見込まれるとき。
 - ウ 第5条に定める助成対象活動の範囲に抵触する事由が生じたとき。
- 2 センターは、前項第 1 号又は第 2 号アに基づく助成活動中止(廃止)承認申請書の提出があったときは、当該申請が適当であると認めたものについて、助成活動の中止又は廃止を承認する。
- 3 センターは、前項の助成活動の中止を承認する場合において、中止承認申請に係る事項につき 修正を加え、又は条件を付すことができる。
- 4 交付要綱第8条及び前3項の規定は、助成活動における一部の事業(交付要綱第4条の交付決定 通知書別紙に記載された活動をいう。)を中止又は廃止しようとする場合について準用する。

(状況報告)

第8条 助成決定者は、交付要綱第11条に基づく報告を求められた場合は、状況報告書例記様式 第10)により理事長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

- 第9条 センターは、交付要綱第14条の審査等において、交付要綱第4条の助成金の交付の決定 に係る助成対象経費について、交付要綱第21条第1項に規定する書類に不備等がある場合又は 第13条第5号に規定する支払等の方法によらない支出であると認めた場合は、当該経費を助成 対象経費から除外して助成金の額を算出し、当該交付決定額との差を減じて確定することがで きる。
- 2 センターは、交付要綱第8条に基づく助成活動の廃止の承認を行った活動(第7条第4項に基づくものを含む。)に係る交付要綱第14条の審査等において、第16条から第19条の規定にかかわらず助成対象経費と認めた額の合計額により、助成金の額を算出し、確定する。

(助成金の支払)

- 第10条 交付要綱別記1から4の助成金は、交付要綱第14条の規定により交付すべき助成金の額 を確定した後に交付する。ただし、助成活動の遂行に必要であると認めた額の範囲内において、 概算払をすることができる。
- 2 助成決定者は、前項の規定により助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払申請書(別記様式第11)を理事長に提出しなければならない。
- 3 交付要綱別記 5 の助成金は、交付要綱第 4 条の規定により助成金交付決定通知書を送付した後に交付する。

(加算金及び延滞金)

- 第11条 交付要綱第18条第2項に定める延滞金については、返還された金額の合計額が、助成決定者が返還すべき金額の全部に相当する金額に達することとなった場合において、その時までに附される延滞金の額(その時までに徴収した金額を含む。)が、百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。
- 2 交付要綱第 18 条第 2 項に定める助成金の返還期限の日が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの期間に当たる場合においては、これらの日の翌日をその期限とみなす。

(財産管理及び処分等)

- 第12条 交付要綱第19条及び第20条に定める取得財産等の管理及び処分等に関する取扱いについては、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 取得財産等は、別に定める財産管理台帳により管理する。
 - (2) 交付要綱第20条第1項の別に定める期間は、「補助事業者等が補助事業等により取得した 財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間(平成14年文部科学省告示第53号)」を準用するものとする。
 - (3) 交付要綱第20条第1項の取得財産等の処分の承認については、独立行政法人日本スポーツ 振興センター業務方法書第6条及び第11条に定める助成金に係る助成対象財産処分取扱要領 (平成27年度要領第7号)に定めるところによる。

(助成金の経理)

- 第13条 交付要綱第21条に定める助成金の経理に関する取扱いについては、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 助成決定者は、交付要綱第21条第1項の収支簿を別に定める様式により作成するとともに、助成決定者が作成する会計帳簿において、助成活動以外の経理と明確に区分しなければならない。
 - (2) 交付要綱第21条第1項の収支に関する証拠書類とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 諸謝金は、支払金額基準表、委嘱状(依頼文書)、出面表(従事確認簿)、支払明細書、領収 書(銀行振込伝票)等及び会計伝票又はこれらに類する書類
 - イ 旅費は、出張依頼(命令)書、支払明細書、出張報告書、領収書(銀行振込伝票)等及び会計 伝票又はこれらに類する書類
 - ウ 備品費は、契約、検収及び支払の関係の書類(見積書、契約書(請書)、納品書、検収書、 請求書、銀行振込伝票(領収書))等及び会計伝票又はこれらに類する書類
 - エ 賃金は、傭上決議書(日給、時間給の決定事項を含む。)、出勤簿、出面表(作業日報)、給 与支払明細書、銀行振込伝票(領収書)等及び会計伝票又はこれらに類する書類
 - オ 借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、委託費及びその他の 経費は、支払関係の書類(設計書、設計図、請負(委託)仕様書、見積書、契約書(請書)、納 品(完了報告)書、検収書、請求書、銀行振込伝票(領収書))等及び会計伝票又はこれらに類 する書類
 - (3) 前号の書類は、収支簿に記載された順番に整理しておかなければならない。また、センターの指示があった場合は、直ちに提出できるようにしておかなければならない。なお、原本を別綴とすることが困難である場合は、その写によることができる。
 - (4) 助成決定者は、交付要綱第13条に基づく実績報告書の提出に当たっては、第2号アからオまでに掲げる書類のうち、センターが指示するものについて報告書に添付することとする。
 - (5) 助成対象経費の支払等の方法は、次に掲げるところによるものとする。
 - ア 助成対象経費については、助成決定者における会計諸規程等の定めるところにより第 2 号の書類により処理するものとする。
 - イ 助成対象経費の支払は本邦の通貨とし、銀行振込を原則とする。ただし、外国社製の物品購入等に際し、本邦の通貨で支払を行うことが困難な場合は、必要最低限の経費にとどめるものとし、支出額は、外国送金にあっては支払日、現金にあっては現に支払った日(領収書発行日付)の外国為替レートにより算出(1円未満切捨て)する。
 - ウ 諸謝金及び賃金の単価については、助成決定者において適切に定めるものとする。
 - エ 賃金を支給する場合の勤務時間については、助成決定者において定められている基準内 の時間とする。
 - オ 助成活動における労務者の労務時間管理に当たっては、作業日報などで適切に管理し、 助成対象経費以外の業務と重複がないよう明らかにすること。
 - カ 物品供給、役務請負等の契約に当たっては、仕様書を作成(消耗品の購入など軽微な契約 の場合を除く。) し、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。また、契約金額が100万円以上の契約を締結する場合には、契約書を作成しなければならない。

キ 助成対象経費のうち、助成決定者が当該助成決定者の代表者等議決権を有する構成員(以下「理事等」という。)との利益が相反する取引(理事等に対する賃金等の支給を含む。)を行おうとする場合は、あらかじめ有効となる役員会議等において当該取引に係る競争性の有無等、その合理性について審議・決定しなければならない。この場合、当該理事等は議決権を有しない。なお、当該取引に関し、競争に付すことが可能である場合にあっては、必ず二人以上の者から見積書を徴するものとする。また、当該経費の支出の際は、経理責任者(当該理事等以外の者に限る。)の承認を得なければならない。

(シンボルマーク等の表示)

第14条 交付要綱第22条に定める助成金による助成活動である旨の記載及びスポーツ振興基金のシンボルマークの表示については、スポーツ振興基金助成金及び競技強化支援事業助成金に係るスポーツ振興基金シンボルマーク等の表示に関する要領(平成15年度要領第4号)に定めるところによる。

(助成活動等の評価等)

第 15 条 助成決定者は、助成対象期間終了後において、センターの求めに応じて、センターが定める当該助成活動等に係る評価及び経年後の調査等を実施しなければならない。

(スポーツ団体選手強化活動助成)

- 第 16 条 スポーツ団体選手強化活動助成については、交付要綱別記 1 に定めるもののほか、次の 各号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 助成対象活動の内容は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 日本国内における選手強化合宿
 - イ 日本国外における選手強化合宿
 - ウ 日本国外で開催される対抗試合(公式戦に限る。以下同じ。)への日本チームの派遣
 - エ 日本国内で開催される対抗試合への諸外国チームの招待
 - (2) 1 件ごとの助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成活動の内容ごとの助成対象経費の支出額に3分の2を乗じて得た額(千円未満切捨て。ただし、当該金額を含めた助成活動の収入総額が支出総額を上回る場合は、当該金額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。)を合計した額のいずれか低い額とする。

(スポーツ団体大会開催助成)

- 第 17 条 スポーツ団体大会開催助成については、交付要綱別記 2 に定めるもののほか、次の各号 に掲げるところによるものとする。
 - (1) 助成対象活動は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 国際的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の日本開催にあっては次のいず れかの活動
 - (ア) 当該国を統括する競技団体が派遣する代表チームが参加するスポーツの競技会の日本開催
 - (イ) 日本国内及び日本国外から参加者が集うスポーツに関する講演会、シンポジウム又は講習会その他各種会議(国際スポーツ団体又は諸外国スポーツ団体の構成員が公式に参集するものを除く。)の日本開催
 - イ 全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催にあっては次のいずれか の活動

- (ア) 各競技種目における日本選手権大会
- (イ) 全国の各ブロック地域(北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄などに区分した地域をいい、原則 6 ブロック以上に区分したものに限る。)又は各都道府県の予選会等において選抜された代表選手が出場して行われるスポーツの競技会
- (ウ) 各都道府県の関係者を参集して行うスポーツに関する講演会、シンポジウム又は講習会その他各種会議の開催
- ウ 1件当たりの助成対象経費の合計額は、1,500千円以上のものであること。
- (2) 1 件当たりの助成対象経費の合計額は、原則 15,000 千円(助成金の額は、10,000 千円)を限度とする。
- (3) 1 件ごとの助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額に 3 分の 2 を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成活動の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(選手・指導者研さん活動助成)

- 第 18 条 選手・指導者研さん活動助成については、交付要綱別記 3 に定めるもののほか、次の各 号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 海外研さん活動 海外研さん活動に対する助成は次により行う。
 - ア助成対象者は、次のいずれかの者とする。
 - (ア) IOC又はIPCがエリートA、エリートB又はユースエリートに認定した選手
 - (イ) JOC又はJPCが特に推薦するJOC又はJPCが認定した強化スタッフ
 - イ 助成対象期間は、原則として 6 か月以内とし、競技技術等の向上又は受入先の事情等により特に必要と認められる場合は、1年を限度とする。
 - ウ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)の いずれか低い額とする。
 - (2) 能力育成教育

能力育成教育に対する助成は次により行う。

- ア助成対象者は、次のいずれかに掲げる者とする。
 - (ア) JOC又はJPCがエリートA若しくはエリートBに認定した選手又は選手であった者(JOCが認定した特別強化指定選手A又は特別強化指定選手Bを含む。)
 - (イ) 世界的規模のスポーツの競技会において優秀な成績を挙げたこと等により、次のいずれかの規程又は要項に基づく顕彰又は表彰を受けた選手又は選手であった者
 - 1) スポーツ功労者顕彰規程(昭和43年11月14日文部大臣裁定)
 - 2) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程(平成六年文部省令第二号)
 - 3) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会入賞者等表彰要項(平成4年8月 10日文部大臣裁定)
 - 4) 国際競技大会優秀者等表彰要項(平成9年9月3日文部大臣裁定)

- 5) ユースオリンピック競技大会優秀者等表彰要項(平成 24 年 3 月 2 日文部科学大臣決定)
- 6) パラリンピック競技大会成績優秀者等厚生労働大臣表彰要綱(平成8年10月17日厚生大臣決定)
- 7) デフリンピック競技大会入賞者等表彰要項(平成27年3月12日文部科学大臣決定)
- (ウ) (ア)及び(イ)以外で、特に優れた成績を収めたと理事長が認めた選手又は選手であった者
- イ 助成対象期間は、原則として 2 か年度以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、 この限りでない。また、交付要綱第 3 条の助成金の交付の申請は、事業年度ごとに行うも のとする。
- ウ 助成対象経費は、次の表に掲げる額を限度とする。

履修教育機関	助成対象経費限度額		
大学・大学院(修士)	1,920千円(160千円×12ヶ月)		
大学院(博士)	2, 160 千円 (180 千円×12 ヶ月)		
大学院(専門職学位)	2,400 千円(200 千円×12 ヶ月)		
短期大学、高等専門学校、専修学校	1,680 千円(140 千円×12 ヶ月)		

- エ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)の いずれか低い額とする。
- オ 助成決定者は、助成活動実施期間中において、30 日間以上、スポーツに関する社会貢献 活動を行わなければならない。また、助成活動完了後の翌年度から 5 か年度において、年 度ごとに10日間以上、スポーツに関する社会貢献活動を行うよう努めるものとする。

(国際的に卓越したスポーツ活動助成)

- 第 19 条 国際的に卓越したスポーツ活動助成については、交付要綱別記 4 に定めるもののほか、 次の各号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 助成対象者は、第3条第1項第6号に掲げる者とする。
 - (2) 助成対象活動は、活動に要する経費が50,000千円以上の活動であること。
 - (3) 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成活動の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(アスリート助成)

- 第 20 条 アスリート助成については、交付要綱別記 5 に定めるもののほか、次の各号に掲げると ころによるものとする。
 - (1) オリンピックアスリート オリンピックアスリートに対する助成は次により行う。
 - ア センターは、JOCから推薦のあった助成対象者のうち、次回のオリンピック競技大会で活躍が期待される選手をJSCトップアスリート、次々回のオリンピック競技大会で活躍が期待される選手をJSCユースアスリートとして認定し、助成金を交付する。
 - イ JOCが行う助成対象者の推薦に関し必要な事項は、あらかじめセンターとJOCが協議し、別に定める。

ウ助成金の額は、次の表に掲げる額とする。

認定区分	助成金の額
JSCトップアスリート	2,400 千円
JSCユースアスリート	900千円

- エ 助成決定者は、選手生活について半期ごとにアスリート活動報告書(別記様式第 12)により理事長に報告しなければならない。ただし、助成対象者の要件を満たさなくなった場合は、交付要綱第 9 条に規定する助成金受給資格喪失届とあわせて、助成金受給資格を喪失した日までの選手生活について速やかにアスリート活動報告書により理事長に報告しなければならない。
- オ 本号工ただし書の場合においては、理事長は、交付要綱第16条及び第17条に基づき、助成金受給資格を満たさない残りの助成対象期間の月数(助成金受給資格を喪失した月を除く。)に相当する額の助成金の返還を命ずるものとする。
- (2) パラリンピックアスリート

パラリンピックアスリートに対する助成は次により行う。

- ア センターは、JPCから推薦のあった助成対象者のうち、次回のパラリンピック競技大会で活躍が期待される選手をJSCトップアスリートとして認定し、助成金を交付する。
- イ JPCが行う助成対象者の推薦に関し必要な事項は、あらかじめセンターとJPCが協議し、別に定める。
- ウ 助成金の額は、2,400千円とする。
- エ 助成決定者は、選手生活について半期ごとにアスリート活動報告書(別記様式第 12)により理事長に報告しなければならない。ただし、助成対象者の要件を満たさなくなった場合は、交付要綱第 9 条に規定する助成金受給資格喪失届とあわせて、助成金受給資格を喪失した日までの選手生活について速やかにアスリート活動報告書により理事長に報告しなければならない。
- オ 本号工ただし書の場合においては、理事長は、交付要綱第16条及び第17条に基づき、助成金受給資格を満たさない残りの助成対象期間の月数(助成金受給資格を喪失した月を除く。)に相当する額の助成金の返還を命ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年10月1日から施行する。

(令和2年度アスリート助成の特例)

2 第 20 条第 1 号ウ及び同条第 2 号ウ中「2,400 千円」とあるのは、「3,400 千円又は 2,400 千円」とする。

(前項の規定の失効)

3 前項の規定は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成 17 年 3 月 23 日平成 16 年度要領第 6 号)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月4日平成17年度要領第6号)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月5日平成19年度要領第3号)

この要領は、平成19年6月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年11月20日平成20年度要領第12号)

この要領は、平成20年11月20日から施行する。なお、この要領の施行前に交付内定した活動は、従前の例による。

附 則(平成 21 年 10 月 23 日平成 21 年度要領第 4号)

この要領は、平成 21 年 10 月 23 日から施行する。なお、この要領の施行前に交付内定した活動は従前の例による。

附 則(平成22年10月22日平成22年度要領第4号)

- 1 この要領は、平成22年10月22日から施行し、平成23年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成22年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月24日平成22年度要領第9号)

- 1 この要領は、平成23年3月24日から施行し、同日から適用する。
- 2 1 の規定にかかわらず、第 16 条、第 17 条及び別表の規定については、平成 23 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用し、平成 22 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成23年8月10日平成23年度要領第3号)

この要領は、平成23年8月10日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則(平成 23 年 10 月 3 日平成 23 年度要領第 7 号)

- 1 この要領は、平成23年10月3日から施行し、平成24年度以降に交付の決定を行う助成金から 適用する。
- 2 平成23年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 10 月 31 日平成 24 年度要領第 5 号)

- 1 この要領は、平成 24 年 10 月 31 日から施行し、平成 25 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成24年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日平成24年度要領第9号)

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度以降に交付の決定を行う助成金から 適用する。
- 2 平成24年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年2月5日平成25年度要領第4号)

- 1 この要領は、平成26年2月5日から施行し、平成25年10月1日から適用する。
- 2 施行の日以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年11月6日平成26年度要領第4号)

- 1 この要領は、平成 26 年 11 月 6 日から施行し、平成 27 年度以降に交付の決定を行う助成金から 適用する。
- 2 平成26年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成27年11月4日平成27年度要領第5号)

- 1 この要領は、平成27年11月4日から施行する。
- 2 施行の日以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年11月9日平成28年度要領第5号)

- 1 この要領は、平成28年11月9日から施行し、平成29年度以降に交付の決定を行う助成金から 適用する。
- 2 平成28年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成29年10月31日平成29年度要領第2号)

- 1 この要領は、平成 29 年 10 月 31 日から施行し、平成 30 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成29年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年10月31日平成30年度要領第5号)

- 1 この要領は、平成30年10月31日から施行し、平成31年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成30年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年 10 月 31 日令和元年度要領第 3 号)

- 1 この要領は、令和元年 10 月 31 日から施行し、平成 31 年度以降に交付の決定を行う助成金から 適用する。ただし、第 17 条及び別表の改正規定は、令和 2 年度以降に交付の決定を行う助成金 から適用する。
- 2 平成30年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年8月20日令和2年度要領第1号)

- 1 この要領は、令和2年8月20日から施行し、令和2年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 令和元年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年12月22日令和2年度要領第4号)

1 この要領は、令和 2 年 12 月 22 日から施行し、令和 3 年度以降に交付の決定を行う助成金から 適用する。 2 令和2年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年5月18日令和3年度要領第2号)

この要領は、令和3年5月18日から施行する。

附 則(令和3年12月27日令和3年度要領第6号)

- 1 この要領は、令和3年12月27日から施行し、別記様式に係る改正規定を除き、令和4年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 令和3年度以前に交付の決定を行った助成金については、別記様式に係る改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則(令和4年12月20日令和4年度要領第4号)

- 1 この要領は、令和4年12月20日から施行し、改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金実施要領の規定は、令和5年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 令和4年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和5年12月20日令和5年度要領第5号)

- 1 この要領は、令和5年12月20日から施行し、改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金実施要領の規定は、令和6年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 令和5年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

助成対象経費の基準等

【総則】

商 要

- 助成金の対象となる経費は次の要件を全て満たすものに限ります。
 - 助成活動の実施に直接必要な経費であること。
 - 謝金・旅費規程や会計規則など、助成決定者が定める規程に基づいて支出されていること。
 - ※ 「選手・指導者研さん活動助成」を除きます。
 - 助成活動以外の経理と明確に区分されており、助成活動のみに要した事が明確であること。
 - 〇 競争に付して契約することを原則とし、実施期間内に履行が完了した経費であること。
- 次の経費は、経費区分に関わらず助成対象経費として計上できません。
 - 事務局の運営管理に係る経費
 - <例>事務局の運営経費、事務所の賃料、事務所の維持管理経費、ウェブサイトの管理運営費 等
 - 汎用性があり、助成活動終了後に他の用途に使用することが可能である物品の購入やウェブサイトの更新 等に係る経費
 - <例>情報機器(パソコン・タブレット等)の購入経費、動画配信サイト利用料、ウェブサイトの更新費用、システム構築・導入費 等
 - 社会通念上、助成金の対象とすることが不適切である経費
 - <例>パーティー等の飲食を伴うイベントに係る経費、賞金・副賞賞品・参加賞等に係る経費、鉄道・航空運賃の特別料金等 等
 - 受益者負担の観点から、助成決定者が自己負担すべきと考えられる経費
 - <例>保険料(一部助成活動を除く。) 等
- 調達物品(助成対象財産)の取得後は、管理者を定めて管理を行うこととなります。また、調達物品の取得価格が50万円以上の物品については財産管理台帳の作成・保存が必要になるほか、処分に制限があります。

【労務を行った個人に対する報酬(謝金等)】

助成活動実施の労務、会議出席、実技指導、その他の労務(通訳・翻訳等)に対して支払う経費 ※会社等事業者に請け負わせたものは雑役務費となります。

摘 要

- 助成決定者の謝金規程に基づいて支払っていない経費や、規程を超過して支払っている金額については助成対象経費として計上できません。
- 次に該当する経費は、助成対象外経費となります。
 - 〇 競技力向上事業助成金の「コーチ等設置事業(スタッフ会議開催事業を除く。)」から賃金又は謝金を受給している者に対する謝金

【旅費】

助成活動の従事等に係る国内旅行に要する経費

摘要

- 実費弁償を原則とします。
- 助成決定者の旅費規程に基づいて支払っていない経費や、規程を超過して支払っている金額については助成対 象経費として計上できません。
 - ※「選手・指導者研さん活動助成」を除きます。
- 次の基準に基づき算出した経費を助成対象経費として計上してください。

種	種別‧支出科目細目		旅費算出基準			
国内						
旅費	旅費	旅行に要する経費				
		※ 「選手・	※ 「選手・指導者研さん活動助成(能力育成教育)」においては、現に支払った交通費とシラバ			
			ス等で確認可能な履修教育機関の授業日が1日でもある月分の通学定期代のいずれか低い額、			
			通学定期代については、自宅から学校までの最も経済的な経路で、連続する月においては、よ			
			り低額となる購入方法で算出します。			
			│ ○ 最も経済的な階級・区分を対象とし、グリーン車、ファーストクラス等の特別 │			
			料金は助成対象外経費とします。			
			○ タクシーの利用はやむを得ない場合に限ります。			
			※ 「選手・指導者研さん活動助成(能力育成教育)」においては、いかなる			
			場合も、「車賃」は助成対象外経費となります。			
		日 当	定額(コーチ等:2,000円/日、選手:1,000円/日を上限とします。)			
		(旅行雑費	〇 774 7日[F 左] 弘 [7 日			
		宿泊費	12,000円/泊(食事代を含む。)を上限とします。			
			〇 「スポーツ団体選手強化活動助成」において、選手の栄養管理を行っている食			
			事については、雑役務費(管理栄養費)となります。			

【渡航費・滞在費】

助成活動の従事等に係る外国旅行に要する経費

摘要

- 実費弁償を原則とします。
- 助成決定者の旅費規程に基づいて支払っていない経費や、規程を超過して支払っている金額については助成対 象経費として計上できません。
 - ※ 「選手・指導者研さん活動助成(海外研さん活動)」を除きます。
- 次の基準に基づき算出した経費を助成対象経費として計上してください。

種	種別・支出科目細目		目細目	旅費算出基準			
外国	外国						
旅費	渡航費	渡航に要する経費					
	交通費は進行、船賃、航空賃、車賃						
				○ 最も経済的な階級・区分 金は助成対象外経費とし	を対象とし、ビジネス・ファーストクラス等の特別料 ます。		
				〇 タクシーの利用はやむを			
			雑費	空港施設利用料、査証代、発	6券手数料、超過手荷物料金		
	滞在費 渡航に係る外国滞在に要する経費						
			日当	スポーツ団体選手強化活動 助成	定額(5,000円/日を上限とします。)		
				選手・指導者研さん活動助 成(海外研さん活動)	定額(国家公務員等の旅費に関する法律昭和25年法律 第114号第35条に規定する日当に当該旅行日数を乗じ た額を上限とします。)		
			宿泊料	スポーツ団体選手強化活動 助成	20,000円/泊(食事代を含む。)を上限とします。 ※選手の栄養管理を行っている食事については、雑役 務費(管理栄養費)となります。		
				選手・指導者研さん活動助成(海外研さん活動)	定額(国家公務員等の旅費に関する法律昭和25年法律第114号第35条に規定する宿泊料に当該宿泊日数を乗じた額を上限とします。) ※居住地又は宿泊場所を提供される場合は助成対象経費として計上できません。		

【借料及び損料】

会場借料や競技物品のリース、通信機器(携帯電話、Wi-Fi等)のレンタル料等、賃貸借請負に要する経費

摘

- 次に該当する場合は、助成対象外経費となります。
 - 助成決定者が所有する施設等である場合
 - ・ 所有する施設等の使用料について、当該経費が会計区分間(助成活動の会計とその他の会計)において振り替えとなっている場合(第三者に支出されていない場合)
 - 助成決定者が地方公共団体所有施設の指定管理者である場合
 - ・ 指定管理を行っている施設の使用料について、指定管理者 (=助成決定者) の収入となり、地方公共団体 から受領する指定管理料と相殺しない場合

【印刷製本費】

資料等の印刷作成請負に要する経費

摘 要

- 次に該当する経費は助成対象外経費となります。
 - 外部に請け負わせない既存資料の複写代(拡大コピー等含む。)

【通信運搬費】

郵送及び荷物等運搬請負に要する経費

摘 要

- 次に該当する経費は一部助成活動を除き、助成対象外経費となります。
 - 通信費(切手・はがき代・メール便、電信電話料、その他これらに類するもの)
 - ※「スポーツ団体大会開催助成(国際的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の日本開催)」に おいてのみ対象となります。
- 「選手・指導者研さん活動助成(能力育成教育)」においては、学会投稿等に必要な場合のみ助成対象経費となります。

【雑役務費】

競技会に係る会場設営や警備運営経費、表彰に必要なメダル・記念品等の作成費等の役務請負に要する経費及び振込手数料

摘要

- 次に該当する経費は一部助成活動を除き、助成対象外経費となります。
 - 〇 合宿等における管理栄養費
 - ※「スポーツ団体選手強化活動助成」においてのみ、1人につき6,000円/日(選手と同時に同一の食事を行う強化役員・スタッフの食事代を含む。)を上限として助成対象経費となります。

【スポーツ用具費】

スポーツ活動に直接必要な競技用具や被服等の購入に要する経費

摘 要

- 1件当たりの助成対象経費の合計額に30%を乗じた額を上限とします。
 - ※ 「選手・指導者研さん活動助成(能力育成教育)」を除きます。
- 次に該当する経費は一部助成活動を除き、助成対象外経費となります。
 - 〇 選手等のコンディション維持のために必要な物品(飲料、テーピング、鍼、救急用医薬品類等)の購入費
 - ※「スポーツ団体選手強化活動助成」においてのみ対象となります。
 - 感染症対策のために必要な物品(マスク、消毒用アルコール、抗原検査キット等)の購入費
 - ※ 「スポーツ団体選手強化活動助成」においてのみ対象となります。
- 「選手・指導者研さん活動助成(能力育成教育)」においては、履修教育機関から購入する事を指示された場合のみ助成対象経費となります。

【消耗品費】

消耗品の購入に要する経費

摘 要

- 次に該当する場合のみ対象となります。その他の助成活動においては助成対象外経費となります。
 - 〇 「選手・指導者研さん活動助成(能力育成教育)」において、履修教育機関から購入する事を指示された 消耗品
 - 〇 「国際的に卓越したスポーツ活動助成」において必要な消耗品

【委託費】

活動の一部を第三者に委任して実施するために必要な経費

摘 要

- 営利法人等に請け負わせるものは雑役務費等に該当し、委託費には該当しません。
- 諸経費、取扱手数料は助成対象外経費となります。
- 委託金の額を含めた当該委託活動の活動収入総額が活動支出総額を上回る場合は、活動支出総額との差を減じた額を上限とします。

【その他】

摘 要

<手数料>

- 次に該当する場合のみ対象となります。その他の助成活動においては助成対象外経費となります。
 - 〇 「スポーツ団体選手強化活動助成」におけるチーム派遣に係る競技会参加料(エントリーフィー)

<学費>

- 次に該当する場合のみ対象となります。その他の助成活動においては助成対象外経費となります。
 - 「選手・指導者研さん活動助成(能力育成教育)」における学校教育を受けるために履修教育機関へ必ず 支払わなくてはならない費用(入学金、授業料、施設整備費等)

<保険料>

- 次に該当する場合のみ対象となります。その他の助成活動においては助成対象外経費となります。
 - 〇 「スポーツ団体選手強化活動助成」における選手・スタッフが加入する傷害保険料や海外旅行保険料